

第3-(3)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
屋号	
個人番号	
(フリガナ)	
氏名	

※	(個人の方) 振替継続希望				
所管	要否	整理番号			
申告年月日	令和 年 月 日	申告区分	指導等	庁指定	局指定
通信日付印	確認	確認書類	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	身元確認	
指導年月日	令和 年 月 日	相談	区分1	区分2	区分3

簡
個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
消費税額	②	0 0 0
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除対象仕入税額	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0
中間納付税額	⑩	0 0
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬
	差引納付税額	⑭
この課税期間の課税売上高	⑮	
基準期間の課税売上高	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰
	差引税額	⑱
譲渡割額	還付額	⑲
	納税額	⑳
中間納付譲渡割額	㉑	0 0
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔
	差引納付 譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参事区	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
分	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%		
	第1種			36
	第2種			37
	第3種			38
	第4種			39
	第5種			42
	第6種			43
項	特例計算適用(令57③)	有	無	40
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	有	無	44
	還す 付る を金 受融 け機 よ関 等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	
	預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
	(個人の方) 公金受取口座の利用			
	※税務署整理欄			
	税理士名	(電話番号 - -)		
	税理士法第30条の書面提出有			
	税理士法第33条の2の書面提出有			

㉖=(⑪+㉒)-(⑧+⑫+⑰+㉓)・修正申告の場合㉖=⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に①欄の数字を記載し、
⑬欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

第3-(3)号様式

令和 年 月 日		税務署長殿
納税地	(電話番号 -)	
(フリガナ)		
屋号		
個人番号	※個人番号は複写されません。	
(フリガナ)		
氏名		

○	(個人の方) 振替継続希望												
※	所管	要否	整理番号										
税務署	申告年月日		令和 年 月 日		申告区分		指導等		庁指定		局指定		
処理欄	通信日付印		確認		確認書類		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()		身元確認				
	年 月 日				指導年月日		相談		区分1		区分2		
	令和				令和								

簡
個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
消費税額	②	0 0 0
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除対象仕入税額	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0
中間納付税額 (⑨-⑩)	⑩	0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑪	0 0
この申告書 が修正申告 である場合	⑫	
既確定税額	⑬	
差引納付税額	⑭	0 0
この課税期間の課税売上高	⑮	
基準期間の課税売上高	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	⑰	
差引税額	⑱	0 0
還 付 額	⑲	
納 税 額	⑳	0 0
中間納付譲渡割額	㉑	0 0
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0
この申告書 が修正申告 である場合	㉔	
既確定 譲渡割 差引納付 譲渡割	㉕	0 0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	○	有	○	無	31
	延払基準等の適用	○	有	○	無	32
	工事進行基準の適用	○	有	○	無	33
	現金主義会計の適用	○	有	○	無	34
参事考業区分	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○	有	○	無	35
	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%				
	第1種					36
	第2種					37
	第3種					38
	第4種					39
	第5種					42
	第6種					43
事項	特例計算適用(令57③)	○	有	○	無	40
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	○	有	○	無	44
還する 付る を金 受融 け機 よ関 と等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
	○	(個人の方) 公金受取口座の利用				
	※税務署整理欄					
税理士 署 名						
	(電話番号 -)					
	税理士法第30条の書面提出有					
	税理士法第33条の2の書面提出有					